

## (34) 世界ジュニア・ユースオリンピック優秀選手 所属母体研修補助金支給規程

### (目的)

第1条 世界ジュニア選手権大会、ユースオリンピックでの活躍は、本会が世界選手権大会、オリンピック、アジア選手権大会、アジア競技大会で優勝を目指す上で重要である。  
そこで、上記2大会(世界ジュニア選手権大会、ユースオリンピック)において、3位以上に入賞するなど、極めて優秀な実績を挙げた選手の所属する団体の卓球部を支援する研修補助金を支給し、さらなる選手の成長に結びつけることを目的とする。

### (対象大会)

第2条 対象大会は以下の大会とする。  
1) 世界ジュニア選手権大会  
2) ユースオリンピック

### (対象団体)

第3条 対象団体は選手の活躍する母体卓球部とする。

### (補助金額)

第4条 補助金支給額は上限200万円/所属母体とする。

### (補助金財源)

第5条 補助金の財源は、当面は日本卓球後援会より寄贈された5,760千円を財源として支給する。

### (実績評価)

第6条 実績の評価は強化本部が行うものとする。

### (補助金額の検討)

第7条 補助金額の検討については強化本部長と専務理事の協議による。

### (決裁者)

第8条 決裁者は会長とする。

### (特例適用)

第9条 上記第2条の対象大会の対象年齢の選手が、この対象大会に参加することなく、世界選手権大会あるいはオリンピックに出場し、極めて優秀な実績を挙げた場合、理事会の承認の基に特例として、この規程を適用できる。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。  
2 この規程は平成28年3月12日一部改訂、平成28年3月12日より施行する。